(m)　「(9)」は、次の規則を示す。

ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績されたものであるときに限る。）

(n)　「(10)」は、次の規則を示す。

ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇八項又は第五五・一二項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績されたものであるときに限る。）

(o)　「(11)」は、次の規則を示す。

ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績されたものであるときに限る。）

(p)　「(12)」は、次の規則を示す。

ＣＴＨ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇八項又は第五五・一二項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績されたものであるときに限る。）

(q)　「(13)」は、次のいずれかの規則を示す。

(i)　ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績され、浸染され、又はなせんされたものであるときに限る。）

(ii)　ＣＴＣを必要としない。ただし、一方又は双方の締約国の区域内において、産品が完全に浸染され、又はなせんされたものであり、かつ、第六〇類の非原産材料が完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされたものである場合に限る。

(r)　「(14)」は、次の規則を示す。

ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされたものであるときに限る。）

(s)　「(15)」は、次の規則を示す。

ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績されたものであるときに限る。）

(t)　「(16)」は、次の規則を示す。

ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に織られたもの又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされたものであるときに限る。）

(u)　「(17)」は、次の規則を示す。

ＣＣ（産品が一方又は双方の締約国の区域内において裁断され、又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わせられたもの又は組み立てられたものである場合に限る。）

この附属書に定める品目別規則４欄の規定の適用上、

6

(a)　「ＣＲ」とは、「化学反応に係る原産地規則」をいう。

第二七類から第四〇類までの規定の適用上、「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的なものを含む。）をいう。

次の工程は、産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、化学反応とはみなさない。

(i)　水その他の溶媒への溶解

(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)　結晶水の追加又は除去

第二七類から第四〇類までに規定する産品であって、化学反応が行われたものは、当該化学反応が締約国の区域内において行われた場合には、原産品とみなす。

(b)　「Ｄ」とは、「蒸留に係る規則」をいう。

第二七・一〇項の規定の適用上、次のいずれかの蒸留の工程が行われた産品は、当該蒸留の工程が締約国の区域内において行われた場合には、原産品とみなす。

(i)　「常圧蒸留」　蒸留塔において原油を石油留分に分離する工程であって、沸点に応じて異なる石油留分に分離液化するもの。例えば、液化石油ガス、ナフサ、ガソリン、灯油、ディーゼル油又は暖房油、軽質の軽油及び潤滑油は、石油の蒸留により生産される。

(ii)　「減圧蒸留」　常圧より低い気圧で行われる蒸留（分子蒸留に分類される低圧で行われるものを除く。）。減圧蒸留は、沸点が高く、熱に反応しやすい材料（石油に含まれる重質留分等）から、軽質の減圧軽油から重質の減圧軽油まで及び残渣油を生産するために有用である。軽油は、精製所において、更に潤滑油に加工される場合がある。

(c)　「Ｐ」とは、「精製に係る原産地規則」をいう。

第二八類から第三五類までの各類、第三八類及び第三九類（第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号、第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号、第二九二二・四二号、第二九二三・二〇号、第二九二四・二九号、第二九二八・九〇号、第二九四〇・〇〇号、第三〇六・九二号、第三二〇一・九〇号、第三三・〇一項、第三五・〇一項から第三五・〇五項までの各項、第三八〇二・一〇号、第三八〇五・九〇号、第三八〇六・三〇号、第三八〇九・一〇号、第三八・二三項、第三八二四・六〇号及び第三八・二五項の産品を除く。）の規定の適用上、「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、産品中に存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらすものをいう。

この(c)に規定する類の産品であって、精製が行われたものは、当該精製の工程が締約国の区域内において行われた場合には、原産品とみなす。